

[illegible]

令和 6 年 9 月

高 梁 市

第4回高梁市議会(定例)追加議案目録

議案番号	件名	結 果	頁
議案第82号	高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例		3

高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 6 年 月 日制定)

高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険条例(平成 16 年高梁市条例第 146 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「注 9」を「注 11」に改める。

第 12 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則 (令和 6 年高梁市条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和 6 年政令第 260 号)第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

診療報酬改定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
(一部負担金) 第5条 略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注11の規定に該当するものであるとき、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。 (罰則) 第12条 高梁市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。	(一部負担金) 第5条 略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注9の規定に該当するものであるとき、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。 (罰則) 第12条 高梁市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

